

## 第 86 号議案

### 八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例設定について

八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

#### 八王子市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 80 条第 1 項の規定に基づき、八王子市における福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、利用者の日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村

(特別区を含む。以下同じ。)、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス、福祉サービス等を提供する者との連携に努めなければならない。

- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
- 5 福祉ホームは、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
- 6 福祉ホームは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。
- 7 福祉ホームは、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第4条 福祉ホームは、管理人を置かなければならない。

- 2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(構造設備)

第5条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めた建物の場合は、この限りでない。

(規模)

第6条 福祉ホームの規模は、5人以上の人員を利用させることができるものでなければならない。

(設備の基準)

第7条 福祉ホームは、次に掲げる設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室

2 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第9条 福祉ホームは、利用者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払

を求めることが適当である場合に限るものとする。

- 2 前項の規定により利用者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(サービスの提供の記録)

第10条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

(定員の遵守)

第11条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第12条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第13条 福祉ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 福祉ホームは、他の障害福祉サービス事業を行う者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第14条 福祉ホームは、利用者又はその家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し

なければならない。

3 福祉ホームは、提供したサービスについて、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせん可能な限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 福祉ホームは、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第16条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に職員、利用者及び利用者の家族等に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（記録の整備）

第17条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第10条に規定するサービスの提供の記録

(2) 第14条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第15条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。